

秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会設置要綱

平成20年4月15日
部長決裁

(設置)

第1条 秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約第6条の規定に基づき、秋田市マイタウン・バス北部線（以下「マイタウン・バス北部線」という。）の利便性の向上を図るとともに、効率的な運行を確保するため、秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会（以下「運行協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運行協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) マイタウン・バス北部線の運行形態、利用促進に関する事項について、協議又は検討に関すること。
- (2) マイタウン・バス北部線の運行形態、利用促進に関する事項のうち、秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会（以下「分科会」という。）において協議すべき事項に係る分科会への提言に関すること。
- (3) その他マイタウン・バス北部線の運行に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 運行協議会は、別紙の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長)

第4条 運行協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、運行協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運行協議会は、会長が招集する。

2 運行協議会に委員本人以外の代理人を出席させることができる。

3 運行協議会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、運行協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 運行協議会の庶務は、都市整備部都市計画課交通政策室において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運行協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運行協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

（任期の特例）

2 委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は平成22年3月31日までとする。